

森田会計の

# 遺言信託

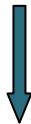
円満相続・納税資金・節税  
安心サポート



森田税務会計事務所  
関東コンサルタント(株)  
モリタ・マネージメント・センター

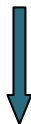
# 遺言信託の流れ

事前相談



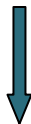
遺言の対象とする財産の確認  
財産の分割方法の検討  
**相続税の納税額シミュレーション**

公正証書遺言の作成



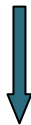
提携公証人役場で公正証書遺言を作成  
2名以上の立会人（当事務所スタッフが立ち会います）  
**極めて低料金で承っておりますので、金額をご確認ください**

遺言書の保管・管理



作成した遺言書は銀行の貸金庫で大切にお預かりさせていただきます  
**当事務所では、保管・管理料はいただいております**

遺言の執行



遺言執行者への就任、遺産の収集、財産目録の作成  
遺産の管理及び処分、預貯金の解約又は名義変更や  
不動産・会員権等の名義変更による遺産の分配等

相続税の申告・納付

相続税の申告業務が必要なお客様には、**特別割引料金**にて  
税務申告の対応をさせていただきます

## 事前相談

### 1. 円満相続・・・争続とならないために・・・

遺言者の方の家族構成や生い立ちをお聞きしたうえで、ご希望にそった遺言書をご提案させていただきます。

私どもの長年の経験から、遺言書作成については、円満相続が最優先されるべきものと考えております。残された相続人の間で確執・誹謗・中傷等、精神的苦痛を伴う場面はできる限り避けなければいけません。そのために必要な情報を提供するとともに、必要なアドバイスをさせていただきます、最終的に遺言者ご本人様が満足していただける遺言書作成のお手伝いをさせていただきます。

### 2. 知っておきたい相続の基礎知識

#### ① 法定相続

遺言がない場合、民法で定められた割合に則って財産が配分されることとなります。

続柄	配偶者	子	父母	兄弟姉妹
配偶者と子	1 / 2	1 / 2		
配偶者と父母	2 / 3		1 / 3	
配偶者と兄弟姉妹	3 / 4			1 / 4
配偶者だけ	全部			
子だけ		全部		
父母だけ			全部	
兄弟姉妹だけ				全部

#### ② 寄与分制度

相続人のうち、被相続人の財産の維持または増加につき特別に寄与した人がある場合、その人は相続人全員の協議に基づき遺産の中から寄与分を取得することができます。

寄与分の額等について協議が調わない場合は、家庭裁判所に請求し審判してもらうこともできます。

#### ③ 特別受益の制度

相続人間による不公平を是正し、平等を図るために設けられた制度で、相続人が生前に贈与されたり遺贈された財産を相続発生時の相続財産に加えて遺産の分割協議をすることになります。

寄与分同様、協議が調わない場合は、家庭裁判所に請求し審判してもらうこともできます。

#### ④ 遺留分

特定の相続人に対し最低限度保証されている相続分の事で、民法で保証されており、遺言でもこれを侵すことはできません。ただし、遺留分を侵した遺言書でも作成することは可能です。

また、遺留分の減殺請求権（遺留分権利者が自身の遺留分を認めてもらふ手続きをする権利）は相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知ったときから1年間行使しないとき、または、相続の開始のときから10年間経ったときは時効により消滅します。

#### 遺留分の割合

相続のケース	遺留分	各相続人の遺留分	
親のみ	財産の三分の一	親	三分の一
配偶者のみ	財産の二分の一	配偶者	二分の一
子のみ	財産の二分の一	子	二分の一
配偶者と親	財産の二分の一	配偶者	六分の二
		親	六分の一
配偶者と子	財産の二分の一	配偶者	四分の一
		子	四分の一

\* 兄弟姉妹に遺留分は認められておりません。

#### 3. 相続税納税額のシミュレーション

苦勞して築きあげ家族のために残した財産も、相続税の納税により、相続人の手元に残るものは目減りしてしまいます。

現在の相続税法の取り扱いでは、財産の分割の仕方ひとつでその納税額が大きく変動してしまいます。**私どもの遺言信託の特色のひとつとして、相続税額のシミュレーションと節税のためのアドバイスがあります。**

相続シミュレーションのみのご依頼も可能ですので、ぜひ森田会計の相続シミュレーションをお試しく下さい。

## 公正証書遺言の作成

### 1. 準備

ご準備いただくものは**実印と印鑑証明書**だけです。

その他の必要書類はすべて当事務所でご用意させていただきます。

準備が整い次第、公証人役場に出向いて事前に作成してある遺言公正証書にご署名ご捺印をいただくこととなりますが、体調不良等状況に応じてご希望の場所での遺言書作成も可能です。

### 2. 公証人

原則として、当事務所と関係のある公証人役場に作成依頼をいたします。遠隔地等、他の場所での作成希望がございましたら最寄りの公証人役場等にて作成をいたしますのでご指示下さい。

### 3. 費用

**基本料金** **52,500円～**

**遺言書保管料** **無 料**

- \* 基本料金には初回コンサルタント料と公正証書作成の準備にかかる費用が含まれますが、コンサルタントが複数回に及ぶ場合や遺言対象財産についての調査が必要な場合には、別途追加料金がかかります。
- \* 上記費用には相続税シミュレーション料及び公証人に提出する準備書類の取得費用は含まれません。

別途公証人役場でお支払いいただく費用「ご参考」

(財産の価額)	(公証人手数料)
100万円以下	5,000円
200万円以下	7,000円
500万円以下	11,000円
1000万円以下	17,000円
3000万円以下	23,000円

5000万円以下	29,000円
1億円以下	43,000円
1億円超	超過額5,000万円ごとに3億円まで13,000円、10億円まで11,000円、10億円を超えるものに8,000円を加算

\* 相続人が複数に及ぶ場合は、各人ごとに計算した金額の合計額が手数料となります。  
 財産価額の総額が1億円以下の場合は、手数料に11,000円が加算されます。

(計算例) 財産1億円の場合

- ① 1人に相続させる場合  
 $43,000 \text{円} + \text{加算 } 11,000 \text{円} = 54,000 \text{円}$
- ② 2人に均等に相続させる場合  
 $29,000 \text{円} \times 2 + \text{加算 } 11,000 \text{円} = 69,000 \text{円}$

#### 4. 遺言執行者

遺言執行者には当事務所所長森田高史をご指名いただきます。

税務の専門家である税理士が遺言執行者として相続人様の代理人になることで、相続発生後の煩雑な届出及び書類作成の手間をすべて引き受けさせていただきますと同時に、地元に着した会計事務所ならでのスムーズな名義変更手続きが可能となります。

また、きめ細かなサポート体制を構築しておりますので、相続人様に余計な心労をお掛けすることなく、極めて短時間で遺言執行を完了させることができます。

当然、相続税の申告については専任スタッフが担当させていただきますので、安心してお任せください。

#### 遺言書の保管・管理

お作りいただいた遺言書は銀行の貸金庫で大切にお預かりいたします。

遺言内容の変更につきましては、その都度対応させていただいておりますので、いつでもご変更が可能となっております。

**当事務所では、保管・管理料を無料にて承っておりますの**

**で、追加でのご負担はございません！**

## 遺言の執行

1. 遺言執行者就任の通知  
相続開始のご連絡後、ただちに遺言執行者に就職する旨を相続人及び受遺者の方にご通知申し上げ、遺言執行の手続きに入らせていただきます。  
ただし、遺言執行が著しく困難をきたす場合には遺言執行者をご辞退させていただくことがあります。
2. 遺産の収集  
遺言の対象となっている遺産を把握し、通帳・証書類や不動産権利書等の対象物を収集して遺産管理を行います。
3. 財産目録の作成  
遺産収集が終了後、財産目録を作成し相続人及び受遺者の方にご連絡いたします。
4. 遺産の管理及び処分  
遺産の分配が完了するまでの間、必要な管理を行います。  
また、処分が指示されている遺産につきましては、売却処分等を行い金銭に換価いたします。
5. 遺産の分配  
解約した預貯金や換価した財産等の金銭は、原則として相続人様等のご指定口座にお振込いたします。有価証券等は名義変更手続きを経て、相続人様等の口座へ移管処理を行います。その他不動産や会員権等につきましては、名義変更手続き完了後必要書類を相続人様等にお渡しいたします。
6. 遺言執行終了のご報告  
遺産の分配終了後、速やかに遺言執行完了報告を相続人様等に行い、遺言執行業務を終了いたします。

## 相続税の申告・納付

遺言執行完了後、ただちに相続税申告の準備に入らせていただきます。

相続により取得した財産の合計額が基礎控除額を超える場合には、10か月以内に各相続人は相続税申告書を税務署に提出するとともに、相続財産取得金額に応じた相続税を納付する義務があります。

詳しくは、当事務所作成の相続・葬儀マニュアルをご覧ください。  
(ご希望の方に無料で差しあげております)

### 『ご参考』

#### 遺言執行時に掛かる費用明細

- (1) 遺言執行報酬
- (2) 遺言執行に係る必要書類取得費用（当事務所規程による）
- (3) 遺言執行に係る口座振替手数料（実費をご負担ください）
- (4) 不動産名義変更に係る司法書士手数料及び登録免許税（実費をご負担ください）
- (5) その他会員権等に係る名義書換料（実費をご負担ください）

#### 遺言執行報酬

遺言執行報酬は、遺言執行対象財産の相続発生日現在の相続税評価額に、下記の率を乗じて計算した金額とします。

ただし、最低報酬額は上記にかかわらず**31万5千円**といたします。

遺言執行報酬料率表

財産総額	料率
5千万円以下の部分	1.000%
5千万円超1億円以下の部分	0.800%
1億円超2億円以下の部分	0.500%
2億円超5億円以下の部分	0.350%
5億円超の部分	0.200%



## 相続税申告時の特別割引料金

遺言信託をご利用のお客様から相続税申告のご依頼があった場合には、相続税申告に係る報酬につきましては当事務所規程の相続税申告税務代理報酬及び相続税申告書類等作成報酬料金より**20%割引**をさせていただきます。

森田税務会計事務所

群馬県伊勢崎市宗高町9番地

0270-25-1441

<http://www.moritax.com/>